

公営企業経営室関係資料

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 電力システム改革関係資料 | 1 |
| 2. ガスシステム改革関係資料 | 3 |

「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣議決定)

経済産業省資料
総務省一部加工

○ 専門委員会報告書の内容も踏まえ、25年4月2日、政府としての改革方針を閣議決定。

I. 電力システム改革の3つの目的

1. 安定供給を確保する。
2. 電気料金を最大限抑制する。
3. 需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する。

II. 電力システム改革の3本柱

1. 広域系統運用の拡大。
2. 小売及び発電の全面自由化。
3. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保。

III. 電力システム改革の3段階の実施スケジュール

電力システム改革を以下の3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら、改革を進める。

	実施時期	法案提出時期
【第1段階】 広域系統運用機関(仮称)の設立	平成27年(2015年) を 目途に設立	平成25年臨時国会において成立 (第2段階、第3段階の改正についての プログラム規定を置く)
【第2段階】 電気の小売業への参入の全面自由化	平成28年(2016年) を 目途に実施	平成26年(2014年)通常国会に法案 提出
【第3段階】 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化	平成30年から平成32年まで(2018年から2020年まで)を目途に 実施	平成27年(2015年)通常国会に法案 提出することを旨とする

電力システム改革の工程と電気事業法改正スケジュール

経済産業省資料
総務省一部加工

- (注1) 送配電部門の法的分離の実施に当たっては、電力の安定供給に必要な資金調達に支障を来さないようにする。
- (注2) 第3段階において料金規制の撤廃は、送配電部門の法的分離の実施と同時に、又は、実施の後に行う。
- (注3) 料金規制の撤廃については、小売全面自由化の制度改正を決定する段階での電力市場、事業環境、競争の状態等も踏まえ、実施時期の見直しもあり得る。

法改正の工程

実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら実行するものとする。



改革実施の工程

2013年4月2日閣議決定

電力システムに関する改革方針

第1弾改正

第2弾改正

第3弾改正

広域的運営推進機関設立

【第1段階】
(広域的運営推進機関の設置)
2015年目途

- ①需給計画・系統計画のとりまとめ
- ②【平常時】区域(エリア)をまたぐ広域的な需給及び系統の運用
- ③【災害時等の需給ひっ迫時】電源の焚き増しや電力融通指示による需給調整等
- ④新規電源の接続受付、系統情報の公開

【第2段階】
(小売参入の自由化)
2016年目途

小売全面自由化(参入自由化)

料金規制の
経過措置期間
(国が競争状況をレビュー)

様々な料金メニューの選択や、電力会社の選択を可能に

料金規制の
撤廃
(経過措置終了)

需要保護に必要な措置(最終的な供給の保障、離島における他地域と遜色ない料金での供給の保障等)

送配電部門の法的分離

競争的な市場環境を実現
(送配電部門は地域独占が残るため、総括原価方式など料金規制を講ずる)

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会
ガスシステム改革小委員会の設置について

平成25年11月
資源エネルギー庁

1. 我が国エネルギー供給の低廉性の確保はますます重要となっており、ガスもその例外ではない。このため、ガス市場についても、低廉で安定的なガス供給を可能とするシステムの実現に向けて、総合的な改革を進める必要がある。
2. 電力システム改革専門委員会報告書においても、「電力システム改革を貫く考え方は、同じエネルギー供給システムあるガス事業においても整合的であるべきであり、小売全面自由化、ネットワークへのオープンアクセス、ネットワーク利用の中立性確保、エネルギーサービスの相互参入を可能とする市場の活性化、広域ネットワークの整備などの、ガス市場における競争環境の整備が必要」と指摘されている。
3. 以上を踏まえ、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に「ガスシステム改革小委員会」を設置し、ガス事業の特性を踏まえつつ、ガス利用の将来性を見据え、ガス産業のあり方や、ガスの卸及び小売市場における需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するシステムのあり方について検討を行う。